



第1章 後期基本計画策定にあたって（総論）

第1節 基本計画の目的

基本構想で定めた本宮市の将来像「水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや」を実現するため、「豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり」、「市民と行政の協働^{※1}による自立したまちづくり」、「共に支えあうやさしいまちづくり」、「活力あるふるさとのまちづくり」、「安全・安心な環境のまちづくり」の5つの基本目標に対する施策と施策の基本方針で構成される「第2章 基本施策の大綱」に基づき、各分野で取り組む具体的内容を明らかにすることを目的とします。また、「第3章 重点プロジェクト」については、重点的に取り組むべき課題への対応として、「未来につながる震災・災害からの復興」、「定住促進につながる住みよいまちづくり」、「安心につながる災害に強いまちづくり」の3つの視点をもって重点的かつ横断的に推進していくこととします。

第2節 後期基本計画の目標年度

後期基本計画の目標年度は、平成30年度（2018年度）とします。

第3節 すべての分野別計画の基礎となる条件

1 地方自治の確立

地方分権が着実に進められ、事務や権限の移譲から税財源の移譲へと移行し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治本来の姿に向かって改革が進められています。

そのような中、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害は、私たちを取り巻く状況を一変させ、様々な課題を残しています。

今後、これら多くの課題へ対応するためには、これまで以上に市民、地域、事業者、行政などあらゆる主体が協働により手を携え、市の将来像の実現に向けまちづくりを進めていく必要があります。

また、行政組織においては、厳しい財政状況や地域経済状況を背景に、横断的で効率的な行財政システムにより市民サービスの向上を図りながら、安定した行財政運営を行っていく必要があります。

(1) 市民自治と協働の推進

- 市民の主体的なまちづくりを推進するとともに、事業や施策の実施にあたっては、市民と行政がそれぞれの役割を担う協働^{※1}を推進します。
- 市民一人ひとりが担い手として地域にかかわり、地域の発展と自立を図ることを目指します。

※1 協働…同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

(2) 安定した自治体経営の推進

- 地域経済活性化や公平公正な課税・収納事務による税収の確保や国庫補助金等の積極的活用による財源の確保に努めるとともに、限られた財源を、効果的・効率的に配分しながら、経営視点に立った行政活動を推進します。
- 平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）による4指標を適正に管理し、本宮市自主的財政健全化計画を順守しながら、効率的で持続可能な財政運営を推進します。

《財政フレーム》

本宮市自主的財政健全化計画（計画期間：平成19年度～32年度）のうち、平成26年度から30年度までの5年間の計画を前期基本計画の財政フレームとします。なお、本宮市自主的財政健全化計画は、3年ごとに見直しを行います。

（単位：百万円）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計	
歳入フレーム	地方税	3,790	3,935	3,932	3,928	4,075	19,660
	地方譲与税	182	182	182	182	182	909
	各種交付金	568	611	767	767	767	3,480
	地方交付税	3,784	3,018	2,769	2,565	2,305	14,441
	〔一般財源計〕	8,324	7,746	7,650	7,442	7,329	38,490
	分担金及び負担金	114	114	114	114	114	572
	使用料及び手数料	143	143	143	143	143	713
	国・県支出金	2,053	1,904	1,803	1,959	1,874	9,593
	財産・寄付金・諸収入	187	187	187	187	187	936
	繰入金	532	497	228	481	459	2,197
	繰越金	0	0	0	24	0	24
	〔その他財源計〕	3,029	2,845	2,475	2,908	2,777	14,035
	地方債	1,403	1,449	1,112	1,390	1,242	6,595
	歳入総額	12,756	12,041	11,236	11,739	11,348	59,120
歳出フレーム	人件費	2,292	2,287	2,223	2,181	2,162	11,144
	物件費	1,644	1,677	1,652	1,650	1,652	8,276
	維持補修費	72	73	73	85	73	376
	扶助費	1,244	1,233	1,223	1,212	1,201	6,113
	補助費等	2,084	2,106	2,019	1,971	1,926	10,105
	公債費	1,060	1,008	1,033	1,103	1,136	5,340
	積立金	125	125	25	25	25	325
	投資及び出資金・貸付金	81	81	81	81	81	405
	繰出金	1,764	1,794	1,761	1,761	1,774	8,853
	投資的経費	2,391	1,657	1,098	1,671	1,317	8,133
	歳出総額	12,756	12,041	11,188	11,739	11,348	59,072

（注）表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

2 人口、土地利用、環境保全

(1) 人口の見通し

① 総人口

わが国の総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が平成 24 年 1 月に公表した将来人口推計によると、平成 22 年（2010）国勢調査による 1 億 2,806 万人から、50 年後の平成 72 年（2060 年）には 8,674 万人にまで減少すると見込まれており、人口減少と少子高齢化がさらに進行していくと予想されています。

本市では、目標年次となる平成 30 年の総人口は、近年の人口推移や今後の施策展開の成果を反映しない過去 10 年間の人口変動から推計すると 29,902 人と減少の見込みとなります。

そのため、今後さらに定住促進につながる総合的・効果的な取り組みを加速させ、基本構想で定めた目標総人口 32,000 人に向け、住みよいまちづくりを進めることとします。

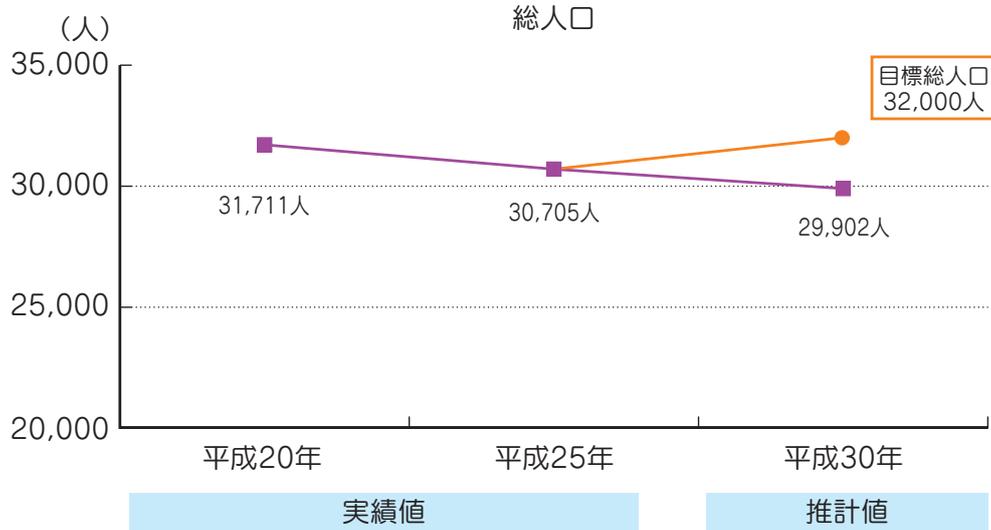
(単位：人、世帯)

●人口・世帯数の推計

	平成 20 年 (実績値)	平成 25 年 (実績値)	平成 30 年 (推計値)	平成 30 年 (目標値)
総人口	31,711	30,705	29,902	32,000
年少人口 (14 歳以下)	4,812 (15.2%)	4,227 (13.8%)	3,822 (12.8%)	
生産年齢人口 (15～64 歳)	19,746 (62.3%)	18,947 (61.7%)	17,656 (59.0%)	
老年人口 (65 歳以上)	7,150 (22.5%)	7,510 (24.5%)	8,424 (28.2%)	
年齢不詳	3	21		
世帯数	9,552	9,724	10,082	
平均世帯人員	3.32	3.16	2.97	

- 1 人口及び世帯数の実績値は、福島県が公表している各年 10 月 1 日現在の現住人口を使用しています。
- 2 総人口の推計は、現住人口の平成 25 年 10 月 1 日の数値を基準に、コーホート変化率法により過去 10 年間の人口変動から推計しています。
- 3 世帯数の推計は、過去の実績からトレンド法により推計し、総人口推計値をもとに算出しています。

●総人口の推移



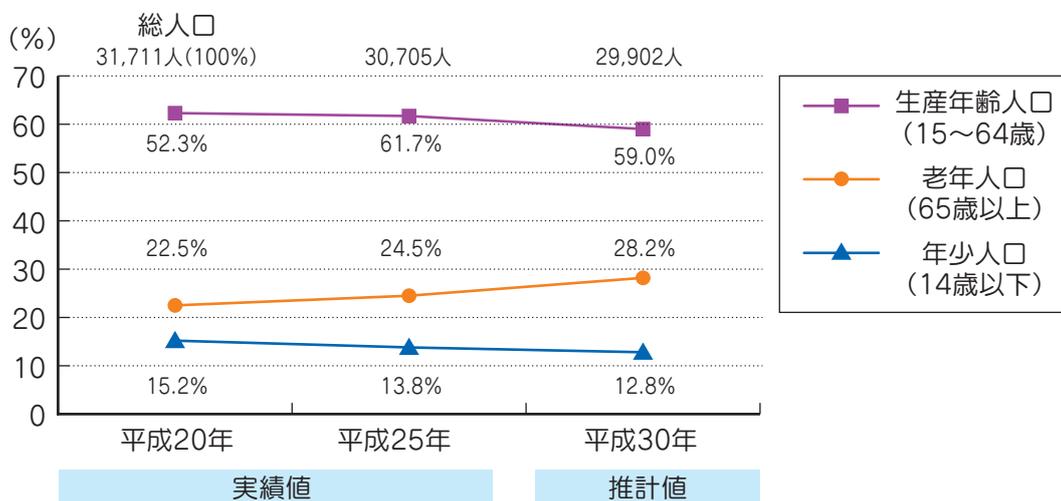
②年齢別人口

全国的に少子高齢化が進行しており、本市においても例外ではありませんが、進行のスピードは福島県内では遅い方にあります。平成25年における0～14歳までの年少人口割合は県全体では12.7%であるのに対して本市は13.8%、15～64歳までの生産年齢人口割合は、県全体で60.4%に対して本市が61.7%、65歳以上の人口割合は県全体で26.9%であるのに対し、本市は24.5%となっています。

しかし、少子高齢化の傾向は今後も進むものと思われ、このまま推移すれば平成30年における本市の年少人口割合は12.8%に、生産年齢人口割合は59.0%にそれぞれ減少し、老年人口割合は28.2%に増加するものと予測されます。

そのため、子育て支援等による少子化対策や若者定住対策などを強力に推進していくこととします。

●年齢3区分の推移



③世帯数

本市の世帯数は、年々増加を続けていますが、1世帯あたりの人数は単身世帯の増加や核家族^{*2}化の進行により減少しています。

平成25年における世帯数は9,724世帯ですが、目標年次の平成30年には10,082世帯に増加し、平均世帯人員は3.16人から2.97人に減少すると予測されます。

そのため、今後ますます人と人や地域とのつながりが重要となることを踏まえながら、地域コミュニティ活動の活発化や子育て環境の充実などの取り組みを推進することとします。

●世帯数の推移



(2) 土地利用の方針

土地は、限られた資源であるとともに、市民生活や産業経済活動等のあらゆる活動の共通の基盤となるものです。

このため、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に応じて適正に利用していく必要があり、その利用のあり方は、本市の発展や市民生活と密接に結びついています。

総合計画では、美しい自然との調和を図りながら、福島県のほぼ中央という地の利を活かし、住みよいまちづくりにより定住を促進することを基本とし、大きく6つのゾーンに分けた土地利用を推進していきます。

※2 核家族…夫婦とその未婚の子からなる家族。

■ 都市生活ゾーン

都市機能の集積と、良好な住宅地としての環境の維持・整備を推進していくゾーン

■ 田園生活ゾーン

優良農地の保全と有効活用、集落地の良好な居住環境の維持・整備を推進していくゾーン

■ 自然環境保全ゾーン

自然環境や里山環境の保全を図りつつ、美しい自然景観を活かした自然とのふれあいの場としての利活用を推進していくゾーン

■ 都市・地域拠点ゾーン

市の中心又は地域の拠点として、公共公益施設・商業・サービス機能の集積を推進するエリア

■ 工業振興拠点ゾーン

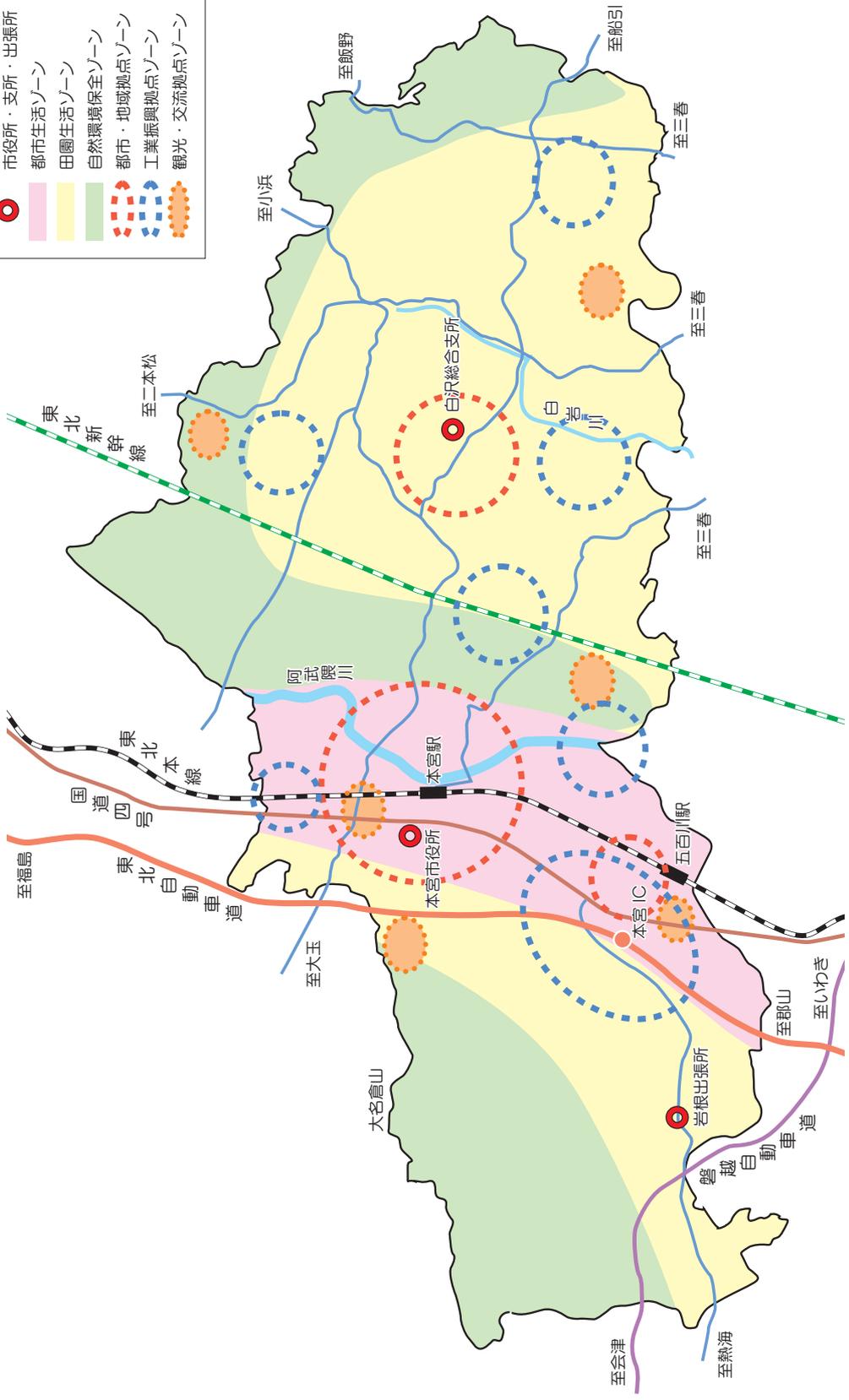
工業をはじめとする、産業機能の集積を推進するエリア

■ 観光・交流拠点ゾーン

市民や来訪者が集う、交流づくり、にぎわいづくりを推進するエリア

土地利用ゾーニング

- 凡 例**
- 本宮市の区域
 - 市役所・支所・出張所
 - 都市生活ゾーン
 - 田園生活ゾーン
 - 自然環境保全ゾーン
 - 都市・地域拠点ゾーン
 - 工業振興拠点ゾーン
 - 観光・交流拠点ゾーン



(3) 環境保全の方針

人と自然が共生する社会の形成は、人類の生命の営みを持続していくため地球規模で取り組まなければならない大きな問題です。

私たち人類は、環境から様々な資源（食料、原料、エネルギー）の提供を受ける一方、二酸化炭素や廃棄物を排出し、環境に負荷を与えています。

このため、自然が持つ環境の復元能力が限界を超え、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境汚染問題が起きています。

豊かな環境を次世代に継承するため、国際的視野に立ち、日常生活や事業活動において環境保全に取り組む必要があります。

本市は、原子力に頼らない環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会^{※3}の形成を目指し、太陽光発電など、再生可能エネルギー^{※4}の導入や廃棄物の発生抑制と再利用・再使用を積極的に推進していきます。

また、市民の健康が保護され、生活環境が保全されるよう、放射能除染を早期に完了し、大気、水、土壌等の良好な保持に努めます。



※3 **循環型社会**…廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

※4 **再生可能エネルギー**…再生可能エネルギーとは、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。